

◎新潟県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

第四北越ジェーシービーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入及び端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで